

最新介護保険の基本と仕組みがよくわかる本「第9版」

●目次

はじめに.....3

介護保険歴史年表 2045年をめざす.....4

「地域包括ケアシステム」のイノベーション！.....4

介護保険制度改正のポイントダイジェスト.....6

介護保険制度改正

ポイントと利用者・事業者への影響.....10

流れがわかる！ 介護保険が必要になったら.....12

チャートでわかる！

興味があるところから読んでください.....14

図解でわかる！ 読む前に確認しましょう.....16

第1章 介護保険とこれからの介護

1.1 超高齢社会と介護保険.....26

1.2 地域包括ケアシステムの強化のための

改正が2018年度からスタート.....28

2.5 介護保険に加入する人は

40歳以上の国民すべて.....46

2.6 適用除外の人や扱いの

異なる人もいる.....48

2.7 65歳以上の人と

65歳未満の人はこう違う.....50

2.8 資格の取得と喪失の時期は

決まっている.....52

2.9 介護保険の財源は公費と被保険者の

保険料で1―2ずつ負担する.....54

2.10 市町村の介護保険財政を

支える仕組みがある.....56

2.11 65歳以上の人の保険料は

こうして決められる.....58

2.12 65歳以上の人の保険料は

自治体によって差がある.....60

2.13 65歳以上の人の保険料は

こうして集められる.....62

2.14 保険料を滞納した人には

給付に制限が加えられる.....64

1.3 2024年の改正では医療・介護

情報基盤の整備をさらにすすめる.....30

1.4 第9期介護保険事業計画のポイント.....32

1.5 地域の住民や元気な高齢者が

生活支援などの担い手に.....34

コラム 団塊高齢者こそ「個性」と文化性」に

着目したケアを.....36

第2章 介護保険の仕組み

2.1 介護保険の仕組みと概要.....38

2.2 介護保険を運営するのは市町村.....40

2.3 国や都道府県は市町村の

事業の「支え手」である.....42

2.4 国、都道府県、市町村がそれぞれ

介護保険事業の計画を定める.....44

2.15 会社員の介護保険料は医療保険料と

合算で毎月の給与から天引きされる.....66

2.16 自営業者の保険料は

国民健康保険と一緒に集められる.....68

コラム 介護破綻の「5つの前兆」を

先読みする.....70

第3章 サービス利用の手続き

3.1 介護保険のサービスを

利用するには手続きが必要.....72

3.2 保険給付が受けられるのは

要介護・要支援のとき.....74

3.3 市町村に要介護認定の申請をする.....76

3.4 申請前でも認定前でも

介護保険は利用できる.....78

3.5 要介護認定を受ける.....80

3.6 訪問調査は調査員が訪問して

聞き取りによって行う.....82

第5章

サービスの利用とケアマネジメント

5・1 ケアマネジメントは	介護保険の大きな特徴	130
5・2 ケアマネジャーは介護保険の	要の役割を果たす	132
5・3 ケアマネジャーを上手に	選んで上手に使う	134
5・4 ケアプランは利用者の自立支援と	ニーズにもとづいてつくられる	136
5・5 実際のケアプランは	こうやってつくる	138
5・6 事業者は個別援助計画にそって	サービスを提供する	140

第6章

居宅サービスの種類と利用方法

5・7 ケアプランはいつでも	つくり直すことができる	142
5・8 要支援であると認定された人の	介護予防ケアマネジメント	144
コラム	人生100年時代—50歳になったら 人生後半戦のシミュレーションを	146
6・1 在宅で利用者の生活を支える	中心的サービス(訪問介護①)	148
6・2 慎重な業者の選び方と	利用料金(訪問介護②)	150
6・3 自宅での入浴を希望する人への	サービス(訪問入浴介護)	152
6・4 自宅にしながら受けられる	医療サービス(訪問看護)	154
6・5 自宅でリハビリテーションを受ける	(訪問リハビリテーション)	156

第4章

サービスの利用と負担の仕組み

3・7 訪問調査では高齢者の	日常の状態を見てもらう	84
3・8 1次判定は要介護認定等基準時間の	合計で行われる	86
3・9 2次判定は介護認定審査会の	合議によって行われる	88
3・10 市町村は認定結果を通知する		90
3・11 原因が労災や交通事故の場合は	他の制度を利用する	92
3・12 医療保険の給付と同じものは	介護保険が優先する	94
3・13 公費負担医療、措置制度、	生活保護の場合	96
3・14 介護保険の手続きができない人の	ための制度	98
3・15 自立と判定された人も	介護予防の支援を受けられる	100
3・16 市町村が実施する地域支援事業とは		102
コラム	令和の介護スタイルは「ながら介護」	104
4・1 認定を受けてからサービスの	利用、費用支払いまでの流れ	106
4・2 保険給付は3種類に分類されている		108
4・3 要介護度によって	保険給付の上限が決まる	110
4・4 利用者が1割から3割を支払う	現物給付の方式をとる	112
4・5 サービスの種類によっては	償還払い方式となる	114
4・6 介護報酬は算定基準にもとづいて	計算される	116
4・7 事業所の加算の取得状況によって	利用料が変わる	118
4・8 払えないときは高額介護	サービス費などの制度がある	120
4・9 施設入所の際の食費と	居住費が補助される	122

第8章

施設サービスの種類と利用方法

- 6・6 医療系の専門職が自宅に
来てくれる(居宅療養管理指導)……………158
- 6・7 日帰りで受けられる介護サービス
(通所介護)……………160
- 6・8 日帰りで受ける医療ケアと
リハビリテーション
(通所リハビリテーション)……………162
- 6・9 家族の介護負担を軽くする
(短期入所生活介護)……………164
- 6・10 在宅復帰を目指した医療ケアを受ける
(短期入所療養介護)……………166
- 6・11 有料老人ホームなどに入居する
(特定施設入居者生活介護)……………168
- 6・12 レンタル&購入で自立した生活を
援助する(福祉用具)……………170
- 6・13 住まいの家庭内事故を減らす
バリアフリー化(住宅改修)……………172
- 6・14 サービスの不都合を解消する
共生型サービス……………174
- 6・15 市町村独自のサービスを利用する……………176

コラム

認知症基本法がめざす共生社会の実現……………178

第7章

地域密着型サービスの種類と利用方法

- 7・1 24時間体制で、安心を提供する
(夜間対応型訪問介護)……………180
- 7・2 訪問、通所、宿泊のサービスを組み
合わせる(小規模多機能型居宅介護)……………182
- 7・3 きめ細かく対応する小規模・デイサービス
(地域密着型通所介護・療養通所介護)……………184
- 7・4 認知症の人に家庭的なケアを提供
(認知症対応型共同生活介護・認知症
対応型通所介護)……………186
- 7・5 地域に根付いたサービス(地域密着型
特定施設入居者生活介護・地域密着型
介護老人福祉施設入所者生活介護)……………188
- 7・6 地域包括ケアの実現(定期巡回・
随時対応型訪問介護看護・
看護小規模多機能型居宅介護)
ACPと「人生会議」〜生きる選択〜……………190

コラム

ACPと「人生会議」〜生きる選択〜……………192

第10章

指定介護サービス
提供事業者の要件

- 10・1 指定を受けた事業者だけが
介護保険サービスを提供できる……………210
- 10・2 ケアマネジメントを提供する事業者が
指定を受けるには……………212
- 10・3 サービス事業者は種類ごと、
事業所ごとに指定を受ける……………214
- 10・4 事業者の指定には特例がある……………216
- 10・5 指定事業者に関する情報を収集する……………218
- 10・6 介護保険サービスについての
苦情があるとき……………220
- 10・7 介護保険制度外の介護サービスを
利用する……………222
- 10・8 保険会社の介護保険商品を利用する……………224
- 10・9 民間の生活支援サービスを活用する……………226

第9章

居住型施設の種類と利用方法

- 9・1 「老人福祉法」に規定されている
有料老人ホーム……………204
- 9・2 「高齢者住まい法」に基づく
サービス付き高齢者向け住宅……………206
- 9・3 居住型施設の上手な使い方……………208

コラム

居住型施設の上手な使い方……………208

資料1	介護保険被保険者証	228
資料2	主治医意見書	229
資料3	介護報酬の主な加算減算	230
資料4	要介護度別ケアプランの例	255

索引

263